

求人者・求職者の皆様へ

手数料及び取扱職種の範囲等の明示

株式会社グローアークス  
職業紹介事業許可番号  
13-ユ-306685

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

- 取扱職種の範囲等
  - ・職種職種：全職種
  - ・地域：国内
- 手数料に関する事項
  - ・芸能家・家政婦（夫）・配ぜん人・調理士・モデル又はマネキンの職業に係る求職者から求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の手数料を申し受けます。求職の受付 1 件につき 7 1 0 円（消費税相当分を含む）
  - ただし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が、1 箇月間に 3 件を超える場合にあっては、1 箇月につき 3 件分に相当する額を限度とします。
  - ・求人者から徴収する手数料については下記のとおりです。

| サービスの種類及び内容                                    | 手数料の額                                                                                                                                                                                               | 手数料の負担者 |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 求人受理時の事務費用                                     | 0 円                                                                                                                                                                                                 | 求人者     |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス<br>【職業紹介サービス】           | 成功報酬<br>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)<br>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 5 0 %<br>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)<br>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 5 0 % | 求人者     |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス<br>【職業紹介の付加サービス】 | 成功報酬<br>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 5 0 %                                                                                                                                       | 求人者     |

※ 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※ 法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率です。届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料は求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

※ 求職者から、手数料は一切頂きません。

- 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社グローアークス事務局 職業紹介責任者 電話番号：03-3450-3602（月～金 10:00～17:00）
- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条(個人情報の取扱い)

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

第 2 条(教育研修)

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

### 第 3 条(本人への開示および訂正)

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

### 第 4 条(苦情への対応)

求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

### ●返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度、入社日以降 1 ヶ月未満の場合 80% 1 ヶ月以降 2 ヶ月未満の場合 40%、2 ヶ月以降 3 ヶ月未満の場合 20%）を設けており、詳細については求人者及び関係雇用主と契約書にて取りかわすものとなります。

2024 年 6 月 18 日